

鹿沼市みちの休憩所条例の一部改正について

次のように改める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市みちの休憩所条例の一部を改正する条例

鹿沼市みちの休憩所条例（平成 17 年鹿沼市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

鹿沼市白井平みちの休憩所	鹿沼市草久地内
--------------	---------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。